

## 〇〇区 街頭防犯カメラ管理運用規程

### (目的)

第1条 この規定は、〇〇区における犯罪の防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、〇〇区が設置する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置及び管理運営に関し、地域住民のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

### (撮影範囲及び設置場所等)

第2条 防犯カメラの設置及び表示については次のとおりとする。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とし、設置場所及び撮影範囲、設置台数は別図のとおりとする。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されていることを表示する。

### (管理運用責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な管理運用のため、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）を定める。

- 2 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。
- 4 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者等以外の操作を禁止する。
- 5 「街頭防犯カメラ管理運用責任者・操作取扱者指定報告書」を掛川市役所 危機管理課及び掛川警察署 生活安全課へ提出する。

### (秘密の保持)

第4条 管理運用責任者及び操作取扱者は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用してはならない。なお、管理運用責任者でなくなった後においても同様とする。

### (画像及び記録媒体の適正な管理)

第5条 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（設置者等）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- (2) 画像の保存期間は、〇〇日間とする。
- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある場所に部外者が入れない又は見られないようにする。

(画像データ提供の制限)

第6条 記録された画像は、設置目的以外に利用しないこととし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合
- (3) 個人の身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合

2 画像の閲覧及び提供については、設置者等において協議し、決定する。

3 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存し、掛川市役所 危機管理課に報告することとする。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供内容
- (5) 対応者氏名

(苦情等の処理)

第7条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「掛川市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき取り扱うものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。